

丹後地域地場産業振興センター照明 LED 化等 ESCO 事業 提案募集要項

1 募集の趣旨

東日本大震災後、日本は電力需給の逼迫に直面しており、従来の省エネ（＝エネルギー効率の改善、化石燃料の使用の低減）の強化に加え、電力需給バランスを意識した（＝ピーク対策など時間の概念を含んだ）エネルギー管理が求められています。

公益財団法人丹後地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）では、民間事業者から優れたノウハウを活かした設計、施工、事業資金計画、設備利用・改修に係る助言及び維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO 提案」という。）を公募し、センターにとって最も優れていると考えられる提案を選定するものです。

最も優れている提案を行った事業者は、センターとシェアード・セイビングス契約（以下「契約」という。）の締結に向けて協議し、合意に至れば契約事業者（以下「事業者」という。）として契約を締結し、本事業を実施することとなります。

なお、現場ウォークスルー調査や提案書の作成等事業者が提案に要した一切の費用は事業者の負担とします。

※シェアード・セイビングスとは、事業者の資金により省エネルギー改修を行い、得られた利益を契約期間内、契約で定めた方法によって、事業者とセンターで分かち合う契約のこと。

2 事業概要

(1) 事業の名称

丹後地域地場産業振興センター照明 LED 化等 ESCO 事業

(2) 契約方式

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）

(3) 事業内容

- ① 事業者は、自らの提案を基にセンター施設において、自らの資金で LED 照明等を導入し、センターと結ぶ契約に基づき、契約期間内、ESCO 設備の維持管理、利用等に関する助言、電気料金削減額の保証、また、省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含む省エネルギーサービス（以下 ESCO サービス）という。）をセンターに提供する。
- ② センター研修室 A 及び研修室 B、工芸図書資料室の空調設備の入替を ESCO サービスと合わせセンターに提案、提供する。
- ③ 多目的ホール及び視聴覚研修室の舞台照明の LED 化（調光機能を有する）を ESCO サービスと合わせセンターに提案する。なお、実施については採択後にセンターと事業者で協議し、決定する。
- ④ 事業者は、契約期間内、自らの責任で ESCO 設備の維持管理を行う。
- ⑤ 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、センターの利益及び省エネルギー効果を保証する。
- ⑥ 事業者は、必要に応じて施設管理者に ESCO 設備の利用等に関する助言を行う。
- ⑦ 契約期間終了後、事業者の設置した ESCO 設備はセンターの所有とする。

(4) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 省エネルギー改修に関する設計、施工、施工監理及びその関連業務
- ② 工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務
- ③ 契約期間内における ESCO 設備の維持管理業務
- ④ 契約期間内における ESCO 設備の利用等に関する助言業務
- ⑤ 契約期間内における省エネルギー効果の計測・検証業務
なお、一定期間経過後、計測・検証の必要性が無いと判断した場合、センターの了承の上で、その後の計測・検証にかかる費用を減額し、計測・検証業務を終了する提案も可能とする。
- ⑥ 契約期間内における電気料金削減の保証業務
- ⑦ 契約期間終了後、センターの要求があった場合における ESCO 設備の所有権移転業務

(5) 事業費

センターが支払う ESCO サービス料及び期間は、ESCO 事業者との協議により決定する。

3 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同）とする。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を 1 社選定する。
- ③ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。
- ⑤ ESCO 提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、センターと協議をした上で合意を得る必要がある。
- ⑥ 既設設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における応募者として参加することを妨げない。
- ⑦ ESCO 設備をリースにより調達する場合は、当該リース会社をグループの構成員として参加させるものとする。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担する。
 - ア 事業役割：センターとの契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
 - イ 設計役割：設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施する。
 - ウ 建設役割：建設に関する業務を全て実施する。
 - エ 維持管理役割：ESCO 設備の維持管理の全てを実施する。
- ② 事業役割を担う企業とそれ以外の役割を担う企業が異なる場合には、センターとの契約締結前に適正な委託契約又は請負契約を締結し、センターに報告すること。
- ③ 事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書をセンターに提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全

社が、センターに対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち1社が、代表者としてセンターとの対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。

- ④ 下請け業者又は協力事業者の選定に当たっては、原則として京丹後市内に営業所等を置く企業を選定するものとする。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとして、これらの要件を満たすこと。

- ① 応募者は、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ② 応募者は、各種対策によりエネルギー削減を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。
- ③ 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
- ④ 事業役割を担う構成員は、省エネルギー保証を伴う ESCO 事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。事業役割を担う構成員が複数である場合は、少なくとも代表者が本用件を満たすこと。
- ⑤ 建設役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、ESCO 提案内容に該当する種類の建設業の許可を受けた者であり、本工事を行うに当たって必要な資格者が所属する者であること。なお建設役割を担う事業者は工事を適切に施工するため、該当する工事の種類を監視技術者又は主任技術者を配置すること。

(4) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）が合った場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 本募集要項の公表の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者

- ⑥ 国税または地方税を滞納している者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次に掲げる者に該当すること。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - （ア）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - （イ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - （ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - （オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑧ ⑦に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者
- ⑨ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

（5）応募に関する留意事項

- ① 費用負担
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出書類の取り扱い・著作権
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として、提出書類は返却しない。また、センターは、提出者に無断で本 ESCO 提案募集以外の目的で使用することはない。
- ③ 工業所有権 ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- ④ センターからの提示資料の取り扱い
センターが提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ⑤ 応募者の複数提案の禁止
応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- ⑥ 複数の応募者の構成員となることの禁止
応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑦ 構成員の変更の禁止
応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、センターと協議を行い、センターがこれを認めたときはこの限りではない。
- ⑧ 提出書類の変更禁止
原則として提出書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- ⑨ 虚偽の記載の禁止
ESCO 提案書に虚偽の記載をした場合は、ESCO 提案書を無効とする。
- ⑩ 契約解除条件

本事業は契約条件付きの募集であり、センターにおいて債務負担行為の議決が得られなかった場合には、センターは提案を募集したことに留まり事業化はされない。また、この場合、現場ウォークスルー調査や ESCO 提案書の作成等事業者が提案に要した一切の費用は、応募者の負担となる。

① 情報公開

提出書類について、センター情報公開規程の規定に基づき公開を請求されたときは、同規程第 2 条に規定する非公開情報を除き公開の対象となる。

4 事業者選定の流れ

(1) 応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満足する者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

「丹後地域地場産業振興センター照明 LED 化等 ESCO 事業業務に係る選考委員会設置要領」に基づきプレゼンテーションを実施した後、同委員会において、最優秀案 1 件及び優秀提案数件を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は、優先交渉権者となり、詳細診断、エネルギー管理計画（最終提案）書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、センターと詳細協議を進める。なお、この際の協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行われる。

(5) 事業者の選定

センターは、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が整えば契約を締結する。なお、協議が整わない場合には、優秀提案を行った数社の範囲内において、次順位の者を優先交渉権者とし協議を行う場合がある。

(6) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 期限までに書類が提出されない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本募集要項等の要件に適合しない場合
- ⑤ 次の重要な項目に該当した場合

ア 提案による工事施工・維持管理が各施設の運営・業務に支障がある場合

イ 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確でない場合

ウ 工事費用の算出が妥当でない場合

エ 技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合

オ 応募者の経営状況や資金調達計画が不良の場合（経営状況が 3 期連続最終損益が赤字かつ債務超過である場合（ただし履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者がともに 3 期連続最終損益が赤字かつ債務超過）

(7) 事務局

本 ESCO 提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口：公益財団法人丹後地域地場産業振興センター事務局

住所：京都府京丹後市網野町網野367番地

電話：0772-72-5261

FAX：0772-72-5262

E-mail：info@tango.jibasan.jp

5 事業スケジュール

(1) 日程

本事業は次の日程（予定）で行う。

① 募集要項公表	平成30年4月2日～平成30年4月10日
② 質問受付	平成30年4月11日～平成30年4月13日
③ 質問回答	平成30年4月17日
④ 参加表明書及び資格確認書類の受付	平成30年4月17日～平成30年4月20日
⑤ 参加資格確認結果及び提案要請書の送付	平成30年4月24日
⑥ 現場ウォークスルー調査	平成30年4月26日～平成30年5月10日 までのうち、センターが別途指定する日程
⑦ ESCO 提案書の受付	平成30年5月14日～平成30年5月18日
⑧ プレゼンテーション	平成30年5月22日
⑨ 最優秀及び優秀提案の選定、結果通知	平成30年5月25日
⑩ 詳細協議	平成30年5月28日～平成30年6月1日
⑪ 契約の締結	平成30年6月7日
⑫ 設計・工事期間	契約締結後～平成30年7月
⑬ ESCO サービス開始	平成30年8月1日

(2) 質問及び回答

本募集要項に関する質疑については、以下により受け付ける。

① 質問方法

前期事務局あて、電子メールまたはFAXにより質問書（様式第1号）を提出すること。

② 受付期間

平成30年4月11日（水）～平成30年4月13日（金） 午後5時

③ 質問に係る留意事項

ア 質問は、1問につき質問書1枚を使用し、複数の質問がある場合には様式をコピーして使用すること。電話、口頭では受け付けない。

イ 電子メール・FAX送信時の件名は「(質問) 丹後地域地場産業振興センター照明LED化等ESCO事業」とすること

ウ 回答方法

質問書の未着の場合の責任は応募者に属するものとするので、必ず事務局に到着を確認すること。

エ 選定方法に関する質問は受け付けない。

④ 回答方法

電子メールまたは文書で回答する。なお、口頭による個別対応は行わない。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を提出すること。(郵送可)

① 提出期間

平成30年4月17日(火)～平成30年4月20日(金)

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで

② 提出先

公益財団法人丹後地域地場産業振興センター

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野367番地

③ 「9 参加表明時提出書類・作成要領」による。

(4) 資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成30年4月24日(火)に応募者(代表者)に郵送及び電話またはFAXにより通知する。また、資格が確認された場合は併せて提案要請書を送付する。

(5) 現場ウォークスルー調査

平成30年4月26日(木)～平成30年5月10日(木)までのうち、センターが別途指定する日時において、センターが提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施する。

なお、参加者数によっては、1企業(グループ)からの参加者数の調整を行う場合がある。

① 内容

現地視察及び資料閲覧

② 留意事項

ア 調査は業務に支障のない範囲で行い、会議等で入室できない場所がある可能性がある。

イ 資料の閲覧は可能であるが、貸し出し及び複写の依頼等は一切受け付けない。

ウ その他詳細については、提案要請書と併せて通知する。

(6) プレゼンテーション

提案要請書を交付された応募者は、ESCO提案書を作成し、プレゼンテーションにより提案内容を説明する。

プレゼンテーションの内容は、以下のとおりとする。

① 開催日時

平成30年5月22日(火) 午後2時から

プレゼンテーションの開始順位は、提案要請書に記載

② 開催場所

当センター2階工芸図書資料室

③ 内容

「10 ESCO提案提出書類・作成要領」により、選考委員に説明する。

ア 提案書類の必要部数は、5部とする。(応募者準備)

イ プロジェクター使用可能

6 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づきESCO提案書を作成すること。

- (1) 最低電気使用量削減率等
電気使用量削減率が1%以上または改修本数が50本以上あること。
- (2) 事業の遂行
 - ① 平成30年7月31日(火)までに、試運転及び調整を含む当該省エネルギー改修工事等を完成させ、平成30年8月1日(水)からESCOサービスを提供することを予定すること。
 - ② 「2(4)業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。
- (3) 事業に要する費用負担
事業者は、提案するESCOサービスに要する費用の全額を負担し、センターは、本事業に必要なESCOサービス料を契約期間にわたり毎年度均等に支払う。
- (4) 設計・施工に関する事項
省エネルギー手法とその省エネルギー性能、工事費用、電気料金削減額、計測・検証手法等を示すESCO技術提案書を作成すること。
- (5) ベースライン及び削減保証額の設定
 - ① ベースラインの設定
応募者は、センターから提供される過去3年間の電気使用量の単純平均値を基に算出した金額(ベースライン)を設定する。
ただし、詳細診断を基にしたエネルギー監理計画書の作成時には、優先交渉権者が独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、稼働率、各施設の使用方法等によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、センターと合意すること。
 - ② 電気料金削減予定額及び削減保証額の設定
 - ア 応募者は、技術提案の内容から、省エネルギー改修後の電気料金削減額を算出し、その計算方法を明示し、これを「削減予定額」とする。なお、計算に用いる電気料金の単価については、別途提示する数値とする。
 - イ 応募者は、「削減予定額」の範囲内で、最低保証する。「削減保証額」を示す。この際、「削減保証額」の設定は、必ず「ESCOサービス料」を上回るように設定しなければならない。「削減予定額」の95%以上を保証するものでなければならない。
- (6) ESCOサービス料の支払い等
 - ① 支払期間
応募者の提案する契約期間とする(ただし、ESCOサービス開始後最長15年とする。)
 - ② 支払方法
 - ア 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払時期については、センターと事業者の別途協議によるものとする。ただし、契約初年度及び最終年度の支払額については、センターが別途指示する額とするものとする。
 - イ 事業者は、適正にESCOサービス料を算定し、センターに請求する。
 - ウ センターは、当該各年度において、事業者が保証する電気料金削減効果があることを確認した上で、ESCOサービス料を支払う。ただし、実現した削

減額が削減保証額を下回る場合には、当該年度分の ESCO サービス料は、「削減保証額－実現した削減額」分が減額されるものとする。

エ 「実現した削減額－センターの保証利益」がゼロ又は負の値となる場合は、当該年度分の ESCO サービス料は支払われないものとする。なお、上記の場合において、「実現した削減額－センターの保証利益」が負の値となった場合は、事業者は、「当該年度に要した電気料金＋センターの保証利益」からベースラインの額を減じて得た額をセンターに支払うものとする。

オ 事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することをセンターが妥当と判断した場合は、上記の限りではない。

カ 支払は、センターの通常の方法による。

③ ESCO サービス料の総支払額

ESCO サービス料の総支払額は、契約期間中の以下に示す元金相当費用、金利及び事業者の利益を加えた額とする。

ア 元金相当費用

(ア) 詳細診断、設計を含むエネルギー管理計画書作成及びその関連業務にかかる費用

(イ) 省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用

(ウ) ESCO 設備の維持管理にかかる費用

(エ) 計測・検証にかかる費用

(オ) 契約にかかる経費（なお、印紙代は ESCO 事業者負担とする。）

(カ) ESCO 設備の利用等に関する助言費用

(キ) 租税（税種別に示すこと。）

(ク) その他、本 ESCO 事業に伴う経費（必要な調査費用等）

イ 金利

元金相当費用

(ア) 金利は、応募者の提案による。

(イ) ただし、固定金利で、商取引上妥当な数字を提案するものとする。

ウ 事業者の利益

応募者の提案による。また、これは税引き後の金額とする。

④ 電気料金削減保証とベースラインの調整方法

ア 当該年度の電気料金のベースラインが、利用状況の変化、電気料金単価の著しい変動、運転管理方法の著しい変更等のベースラインの見直しに係る要件（以下「ベースライン変動要因」という。）に該当する場合は、事業者の申し出を受け、当該申し出をセンターが妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めてセンターと事業者の協議のもと、保証額を見直すことができる。

イ ベースライン変動要因の採用及びベースラインの見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料を作成し、センターと協議を行って、センターの承諾を受けなければならない。センターの承諾がない場合は、ベースラインの調整を行うことはできない。

⑤ ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。ただし、あらかじめセンターの承諾を受けた場合は、この限りではない。

(7) ESCO 設備の利用及び維持管理に関する事項

① ESCO 設備の利用に関する助言

事業者は、契約期間中 ESCO 設備のより効果的な利用方法について必要な助言を適宜行い、センターと利用方法について協議することができる。

② ESCO 設備の維持管理

事業者は、センターに ESCO 設備の維持管理計画書を提出し承諾を受け、ESCO 設備の維持管理を、自らの責任と負担で行う。事業者は、ESCO 設備の維持管理状況について、毎年度、センターに報告しなければならない。なお、その維持管理が計画どおりでなく、若しくは不十分である時は、センターは事業者に対して ESCO 設備のメンテナンスを命ずることができる。

③ 保険について

事業者は、ESCO 設備について、自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類、内容はセンターと協議のうえ定めるものとする。

(8) 計測・検証に関する事項

① 計測・検証手法

事業者は、電気料金削減によるセンターの利益を保証しなければならず、実現した料金削減額を確認するための適切な計測・検証手法をセンターに提示し、契約期間中、ESCO 設備の計測・検証を行う。

② 計測・検証結果

事業者は、計測・検証結果を毎年度センターに報告する。ただし、一定期間経過後、計測・検証の必要性が無いと判断した場合、センターの了承の上で、その後の計測・検証に係る費用を減額し、計測・検証業務を終了する提案も可能とする。この場合、繰り上げ終了後における電気料金削減効果の簡易な確認手法を、事業者はセンターにあらかじめ提示して承認を受けなければならない。

(9) エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、ESCO 提案書に基づきエネルギー管理計画書（最終提案書）を作成する。なお、ESCO 提案書とエネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合、センターは次選交渉権者との契約交渉を開始する。この際、交渉権を失った優先交渉権者が行ったエネルギー管理計画書の作成に係る経費は事業者の負担とする。

(10) その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

7 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、エネルギー管理計画書、募集要項、配付資料及び契約書等に基づき、誠実に業務を遂行する。

(2) ESCO 事業により不要となる既存設備について

既存設備等で本事業により不要となるものについては、適正に処理すること。

(3) 契約期間中のセンターと事業者との関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行される。また、センターは契約に定める方

法により、事業実施状況について確認を行う。

- (4) センターと電気事業者との契約について
センターは、契約期間中に電気事業者の変更や契約種別の変更を行う場合がある。
- (5) 関係法令等の遵守について
本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) センターと事業者との責任分担
- ① 基本的考え方
事業者は、そのノウハウを最大限に発揮し、省エネルギーや電気料金の削減を図るものであるが、その ESCO 提案は、事業者選定の最大の根拠で有り、信頼性のあるものでなければならない。このため、ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担しなければならない。ただし、災害や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰することができない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うこととする。
- ② 予想されるリスクと責任分担
センターと事業者の責任分担は、原則として、次の表によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、ESCO 提案を行うこと。なお、事業者が責任を負うべき事項で、センターが責任を負うべき合理的な理由があるものや現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ③ 税制リスクに対する考え方
当該税がサービスを享受するものが支払うべき税である場合にはセンターが負担し、収益を目的に事業を行うものが支払うべき税である場合には事業者が負担する。これに該当しない場合は、センター及び事業者が協議し負担する。

(表) 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			センター	事業者	
共通	応募要項の誤り	応募要項の記載事項に重大な誤りのある場合	○		
	効果保証の未達	ESCO 提案の低減が達成できない場合		○	
	第三者に生じた損害の賠償	調査・工事・維持管理により第三者に損害が生じた場合		○	
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・工事・維持管理における環境の保全		○	
	保険	設計・工事・維持管理に係る保険		○	
	事業の中止・延期		センターの指示によるもの	○	
			事業者の事業放棄、破綻等によるもの		○
税の新設・変更		消費税の変更に關するもの	○		
		消費税以外の税に關するもの	○	○	

計画設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	設計変更	センターの提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
資金調達	必要な資金に関すること		○	
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	センターの提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	センターの指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断の不備による工事費の増大		○
	性能	使用不適合（施工不良を含む。）		○
一時的損害	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
支払関連	支払遅延等	センターに起因する支払の遅延・不能	○	
		利益の修正等のために支払が遅延する場合		○
		計測・検証報告の遅延により支払が遅延する場合		○
	金利の変動	金利の変動		○
瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		○	
維持管理関連	計画変更	センターの責による事業内容の変更に関するもの	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費の増大		○
	施設損傷	ESCO 設備に起因する事故・火災による施設の損傷		○
		ESCO 設備に起因する施設への障害		○
		ESCO 設備に起因しない自己・火災による施設の損傷	○	
不可抗力	天災等による ESCO 設備の損傷	○	○	
計測・検証	機器の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証の虚偽報告		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	ベースライン調整	ESCO 設備の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○

保証	性能	使用不適合（施工不良を含む。）		○
		使用不適合による施設・設備への損害、 施設運営・業務への損害		○

8 契約に関する事項

(1) 契約の概要

ア 締結時期

平成30年6月（予定）

イ 契約の概要

募集要項、エネルギー管理計画書に基づき、随意契約が行える場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事、ESCO設備の利用等に関する助言及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法を定める。

また、センターと事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

9 参加表明時提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

以下の提出書類を正本1部、副本1部を提出する。

項目	様式	備考
参加表明書	様式第3号	
グループ構成表	様式第4号	
履行保証書	様式第5号	
印鑑証明書		
商業登記簿謄本		※
納税証明書		※
財務諸表		※
会社概要		※
経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書		※
特定建設業又は一般建設業の許可証明書		※
有資格技術職員内訳表	様式第6号	
総括責任者・主任技術者表	様式第7号	
各資格者免許証の写し		
管理技術者資格者証の写し		
企業状況表	様式第8号	※
ESCO関連事業実績一覧表	様式第9号	※
ESCO関連事業の実績に係る契約書の写し		※

※グループで応募する場合、グループ全構成員の書類を提出すること。ただし、「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」及び「特定建設業又は一般建設業の許可証明書」については、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(2) 作成要領

① 参加表明書（様式第3号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し、提出すること。

② グループ構成表（様式第4号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、維持管理役割）を明確にする。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚え書き等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

③ 履行保証書（様式第5号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

④ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で ESCO 提案書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの（写しでも可）

⑤ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税、地方税の納税証明書（地方税については滞納のないことの証明書）を提出すること。事業所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。また、府税に合っても府税の滞納のないことの証明書を提出すること。ESCO 提案書提出日前3ヶ月以内に発行されたものであり、写しでも可。

⑥ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可。また、応募者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告書を作成していない場合は、税務申告書）の写しを併せて提出すること。その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

⑦ 会社概要

A4版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等（設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数、有資格技術職員内訳表（様式第6号）、総括責任者・主任技術者表（様式第7号）、企業状況表（様式第8号）等）の項目を網羅したものを1部綴じたもの。その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式のあるものについては、様式に従い作成することとするが、上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

⑧ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

審査基準日が、ESCO 提案書提出日前1年7ヶ月以内のもので、申請書の許可番号、代表者名等が経営事項審査時より変更があって異なる場合は、変更後の許可証明書を提出すること。なお、写しでも可。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨明示すること。

⑨ 特定建設業又は一般建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又は「一般建設業」の許可証明書を提出すること。なお、写しでも可。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

⑩ ESCO 関連事業実績一覧表（様式第9号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を作成する。

- ア 事業件名 : 契約書上の正確な名称を記載する。
 - イ 発注者 : 発注者名を記入する。
 - ウ 発注形態 : 単独またはグループの別を記入する。
 - エ 契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入する (単位千円)
 - オ 契約年月日 : 契約締結日を記入する。
 - カ 契約期間 : 契約始期及び終期を記入する。
 - キ 施設概要 : 施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入する。
 - ク 主な契約内容 : 対象機器、パフォーマンス契約の有無と種類 (ギャランティード・セイビングス又はシェアード・セイビングス)、保証の有無、計測・検証の有無も明記する。
- ⑪ ESCO 関連事業の実績に係る契約書の写し
⑩に記載された契約を証明できるもの。
 - ⑫ 各資格者免許証 (表・裏) の写し (各代表 1 名分で可)
 - ⑬ 管理技術者資格者証 (表・裏) の写し

10 ESCO 提案提出書類・作成要領

(1) ESCO 提案時の提出書類

以下の提出書類を、正本 1 部、副本 4 部を提出する。

項目	様式	備考
提案提出書	様式第 10 号	
ESCO 事業資金計画書	様式第 11 号の 1~9	
ESCO 技術提案書	様式第 12 号の 1 から 6	

(2) 作成要領

① 一般的事項

- ア 使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとする。
- イ 様式第 11~12 号については、住所、会社名、氏名等の表示は付さないこと。
- ウ 用紙の大きさは原則 A 4 版 (様式第 10 号の 6 及び第 11 号の 7 は A 3 版) とすること。ただし、図表等については、A 3 版を A 4 サイズに折り込むことも可とする。

② ESCO 事業資金計画書 (様式第 11 号)

様式第 11 号の 1~9 に従い記載する。

ア 費用等積算書

(ア) 工事費

「6 (6) ③ア 元金相当費用」に示したものを積算し、様式第 11 の 2~4 を例に作成すること。金利及び応募者の経費を明示して計上すること。

(イ) 費用等積算表 (元金相当額一覧)

様式第 11 号の 5 により、「6 (6) ③ア 元金相当費用」に指名した元金相当費用の積算と、その積算根拠を示したものを提出すること。

イ ESCO 事業収支計画表

様式第 11 号の 6 の 1~2 により、契約期間内の償還表を作成し、提出すること。

ウ 長期収支計画表

様式第 11 号の 7 により、契約期間中及び契約終了後における、平成 40 年

12 月末までの毎年の収支計画及び資金計画を各項目ごとに示したものを提出すること。なお、契約期間終了後以降における ESCO 設備の定期点検費用や維持管理費用については、考慮しなくてよい。また、計測・検証費用に関しては、「6 (8) ②計測・検証結果」による繰り上げ終了を提案した場合でも、繰り上げ終了後は考慮せず計上すること。

エ 資金計画表

様式第 11 号の 8～9 に従い、資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、その他資金調達手法、過去の借入実績を示したものを提出すること。また、金融機関からの借入をする場合は、予定する金融機関との協議状況を記載すること。

③ ESCO 技術提案書（様式第 12 号）

ア 記載方法

ESCO 提案の概要を、様式第 12 号の 1～6 に従い提出する。

イ 技術提案書作成に当たっての注意点

(ア) 一般的事項

- a. JIS Z 9110「照度基準総則」の基準に従い、執務環境の確保に十分配慮すること。なお、改修前後の照度測定を実施するなど、執務環境が確保されていることを確認するための提案を含むこと。
- b. ESCO 設備の導入による維持管理に係る人件費や点検費の削減効果は、電気料金の削減効果として認められない。
- c. 改修工事の作業時間は、センターと協議して行う。
- d. 現在施設管理を行う契約を専門業者と締結しているが、契約期間中も施設管理が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。
- e. ESCO 提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については、提案者の判断で、必要最小限のものに限り追加できる。

(イ) 照明の LED 化に関する提案について

- a. 直管形 LED 照明の使用等については、別紙 1「直管形 LED ランプ仕様書」によるものとする。使用の適合状況を様式第 13 号の 3 に記載すること。
- b. 照明設備の現状については、現場ウォークスルー調査等において確認すること。
- c. 契約期間中は、球切れや故障があった場合も保証すること。また、球切れに対応するため、予備 LED 照明を準備しておくこと。
- d. 劣化しているソケットについては、事業者負担で交換すること。
- e. 施工のために天井改修等が必要な場合も、事業者負担で行うこと。
- f. 事業者で改修した照明器具には、判別できるシールを貼付すること。

(ウ) 空調設備

研修室 A (77 m²)、研修室 B (51 m²)、工芸図書資料室 (51 m²) の空調設備の入替を提案すること。

上記面積を十分に冷・暖房できる規格とし、重耐塩空調機器とする。なお、既設機器の撤去及び廃棄、電源工事等の一切を含むこととする。

(エ) 舞台照明の LED 化

多目的ホール及び視聴覚研修室の舞台照明（調光機能を有すること）の LED 化についても提案すること。

直管形 LED ランプ仕様書

■ 基本的使用

1. 既設直管形蛍光灯器具本体に取り付け可能である直管形 LED ランプであること。
2. 直管形 LED ランプと電源部の組み合わせ形式は、ランプ内蔵型、別置型どちらでも可能とする。ただし、電源部別置型の場合、電源部に関して電気用品安全法に適合（PSE マーク取得）していること。
3. 直管形 LED ランプは、商用電源直結型であること。電源部置型の場合は、電源部に対して商用電源直結型とし、適当な場所にて固定設置すること。電源部が重い場合は、支持ボルト等にて固定すること。
4. 口金ピンからの給電方式は、ランプの片側、両側、もしくはくぼみ型コンタクト口金とし、ランプ交換時に感電リスクのない方式が望ましい。

■ 改修内容に関して

1. 既設直管形蛍光灯器具本体の配線及び安定器は、直管形 LED ランプ設置のため切り離しを行い、切り離された配線は末端処理を施すこと。切り離された配線及び安定器は、復旧可能な状態にて残置とする。
2. 既設直管形蛍光灯器具本体の G13 受金及び配線はそのまま利用してかまわないが、劣化しているものについては取り替えること（劣化の基準：ソケットについてはひびが入っている、変色している等、配線については腐食している等、長期の使用に耐えられないもの）。
3. ソケットの劣化等により、設置する LED ランプが落下する恐れがある場合には、適切な落下防止対策を施すこと。
4. 直管形 LED ランプの口金が G13 以外の形式である場合は、既設蛍光灯器具本体の受金をそのランプ口金に対応したものに全数取り替えること。

■ 特記仕様

以下は 40W 型の仕様であるが、20W 型、110W 型についてもこれに準じ、適切な LED ランプを提案すること。

1. 寸法
JIS C 7617-2 で定められている規格に適合すること。また、既設直管形蛍光灯器具に適合する寸法であること。
2. 口金（ランプ保持部）
G13、GX16t-5、又は専用口金
3. 質量
500g 以下（電源別置型の場合、電源部質量は含まない。）
4. 材質
直管型 LED ランプ本体は、難燃性を有し、破砕されたときには飛散する恐れのないものであること。また、点灯時 LED 素子が目立たないように発光面は乳白色相当とする。
5. 全光束
2100lm 以上
6. 消費電力
25.0w 以下

※電源部消費電力を含めてのランプ 1 本当たりとする。

7. 色温度
4600～6500k
8. 平均演色評価表 (Ra)
75 以上
9. 電源装置の出力電流波形
リップル率 1.3 未満の基準を満たすこと(JEL801 : 2010)。
※リップル率とは、ランプ電流波形の変動幅(最大値－最小値)をランプ電流値の平均で除した値を言う。
10. 配光
ランプ配光は下方立体角 120° の範囲に 70%を超えて光束を集中させないこと(JEL801 : 2010)。
11. 寿命
40000 時間以上
12. ランプ本体耐熱性
周囲温度差 50K (絶対温度)における熱収縮変化±2.0mm 以下であり、自重によるたわみは中央部で 10mm 以下とすること(JEL801 : 2010)。
13. 生産物賠償責任保険
有効な生産物賠償責任保険 (PL 保険) 証券の写しを提出可能な場合は提出すること。
14. パテント
LED チップ、LED モジュール、LED ランプ及びその電源装置が、他社の知的財産権を侵害していないこと。